

防犯モデルマンション申請時チェック表

作成年月日

年 月 日

名	称		
代 表 者	名		
所 在 地			
申 請 マ ン シ ョ ン 名			
所 在 地			
申 請 時 チェック 実施者	名 称	担当者氏名	印 連絡先(Tel )
項	目	基 準	チェック
1	マンションの構造	① 3階建て以上のマンションであること。	<input type="checkbox"/> 必須
1	マンションの 塀、柵又は垣根等	マンション外周に 塀、柵又は垣根等を 設置する場合は	① 塀、柵又は垣根を足場にして、上階の窓やベランダに容易に登れないこと。 ② 周囲からの死角の原因とならない見通しの良い構造となるよう配慮していること。
共 用 部 分 の 設 計	1 共用出入口	ア 配置	① 共用玄関は、道路及び敷地内通路からの見通しが確保された位置に配置している。 ② 道路等からの見通しが確保されない場合は、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施している。
		イ 玄関扉	① 共用玄関は扉を設置し、オートロックシステムとしている。
		ウ 共用玄関以外の 共用出入口	① 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置している。 ② 道路等からの見通しが確保されない場合は、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施している。
		エ 照明設備	① 共用玄関の照明設備は、その内側の床面において概ね50ルクス以上その外側の床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保している。 ② 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
	2 管理人室		① 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスコーナーも含む。）及びエレベーターホールを見通せる構造、または、これらに隣接した位置に配置している。 ② 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

項		目	基 準	チェック
共 用 部 分 の 設 計	3 共用メール コーナー	ア 配置	① 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置している。 ② 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。	<input type="checkbox"/> 必須※ <input type="checkbox"/> 必須※
		イ 照明	① 共用メールコーナーの照明設備は、その床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保している。	<input type="checkbox"/> 必須
		ウ メールボックス	① メールボックスは施錠可能なものとし、オートロックシステムの内側に設置する場合は、オートロックシステムの機能を損なわないものとする。	<input type="checkbox"/> 必須
	4 エレベーターホール (設置する場合)	ア 配置	① 共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室からの見通しが確保された位置に配置している。 ② 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施している。	<input type="checkbox"/> 必須※ <input type="checkbox"/> 必須※
		イ 照明	① 共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、その床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保している。 ② その他の階のエレベーターホールの照明設備は、その床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保している。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須
	5 エレベーター (設置する場合)	ア 防犯カメラ	① エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置している。	<input type="checkbox"/> 必須
		イ 連絡及び警報装置	① エレベーターは、非常時において、押しボタン、インターホン等により、かごの外部に連絡及び吹鳴する装置を設置し、その押しボタンは2箇所以上に設置している。	<input type="checkbox"/> 必須
ウ 扉		① エレベーターのかご及び昇降路の出入口扉は、エレベーターホールから、かごの内部を見通せる構造としている。	<input type="checkbox"/> 必須	
エ 照明		① エレベーターのかご内の照明設備は、その床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。	<input type="checkbox"/> 必須	
6 共用廊下・ 共用階段	ア 構造	① 共用廊下・共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とすることが望ましい。 ② 共用廊下・共用階段は、バルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とすることが望ましい。 ③ 共用階段が屋外に設置されているものについては、住棟外部から見通しが確保されたものとする。ことが望ましい。 ④ 屋内に設置されているものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。ことが望ましい。	<input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 推奨	
	イ 照明	① 共用廊下・共用階段の照明設備は、その床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保している。	<input type="checkbox"/> 必須	
7 自転車・オートバイ置場	ア 配置	① 自転車・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置している。また、屋内に設置する場合は、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことができる開口部を確保する。 ② 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施している。 ③ 地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合は防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。	<input type="checkbox"/> 必須※ <input type="checkbox"/> 必須※ <input type="checkbox"/> 必須	

項		目	基 準	チェック
共 用 部 分 の 設 計		イ 盗難防止措置	① チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> 必須
		ウ 照明	① 照明設備は、その床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保している。	<input type="checkbox"/> 必須
	8 駐車場	ア 配置	① 駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置している。また、屋内に設置する場合には、構造上支障のない限り、周囲に開口部を確保している。 ② 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施している。 ③ 地下階等構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合は、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施している。	<input type="checkbox"/> 必須※ <input type="checkbox"/> 必須※ <input type="checkbox"/> 必須
		イ 照明	① 駐車場の照明設備は、その床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保している。	<input type="checkbox"/> 必須
	9 通路（道路に準じるものを除く）	ア 配置	① 通路は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置している。 ② 道路等、共用玄関又は屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置することが望ましい。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 推奨
		イ 照明	① 通路の照明設備は、路面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。	<input type="checkbox"/> 必須
	10 児童遊園、広場又は緑地等	ア 配置	① 児童遊園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等から見通しが確保された位置に配置している。	<input type="checkbox"/> 必須
		イ 照明	① 地面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。	<input type="checkbox"/> 必須
		ウ 塀、柵又は垣根等	① 塀、柵又は垣根等を足場にして、上階の窓やベランダに登れないこと。 ② 周囲からの死角の原因とならない見通しの良い構造となっている。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須
	11 防犯カメラ（設置する場合）	ア 配置	① 有効な監視体制のあり方を併せて検討するとともに、記録装置を設置している。 ② 見通しの補完、犯意の抑止等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置している。 ③ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するための必要な照度を確保している。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須
	12 その他（設置する場合）	ア 屋上	① 屋上には出入口等に扉を設置し、居住者に常時開放する場合を除き、当該扉は、施錠可能なものとしている。 ② 屋上がバルコニー等に接近しやすい場所となる場合は、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等侵入防止に有効な措置を講じたものとしている。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須
		イ ゴミ置場	① 道路等からの見通しが確保された位置に設置している。 また、住棟と別棟とする場合は、住棟への延焼のおそれのない位置に配置している。 ② ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画されたものとするとともに、照明設備を設置したものとすることが望ましい。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須
ウ 集会所等		① 集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保されている。	<input type="checkbox"/> 必須	

	項	目	基	準
専 用 部 分 の 設 計	1 住居の玄関 扉	ア 材質・構造	① 住居の玄関扉の材質は、スチール製等の破壊が困難なものとし、デルドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造となっている。	<input type="checkbox"/> 必須
		イ 錠	② 住居の玄関扉は、防犯建物部品等の扉（枠を含む）及び錠等が設置されていることが望ましい。 ① 住居の玄関扉の錠は、ピッキングが困難な構造のシリンダーを有するもので、面付箱錠、彫込箱錠等破壊が困難な構造のものとなっている。	<input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 必須
		ウ ドアスコープ、 ドアチェーン等	② 住居の玄関扉の錠は、主錠の他に補助錠を設置している。	<input type="checkbox"/> 必須
	2 インターホン	ア 玄関外側との通話等	① 住居内には、住居玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン又はドアホンを設置している。	<input type="checkbox"/> 必須
イ 管理人室等との通話等		② 可能であれば、モニター付きのインターホンが望ましい。 ③ オートロックシステムは、住居内と共用玄関の外側との間で通話可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住居内から解除する機能を有している。 ① 住居内と管理人室との間で双方向で通話可能な機能を有するインターホンを設置している。	<input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須	
3 住居の窓	ア 共用廊下に面する住居の窓等	① 共用廊下に面する住居の窓（侵入のおそれのない小窓を除く、以下同じ。）及び接地階にある住居の窓のうち、バルコニー等に面するもの以外のものは、面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> 必須	
	イ バルコニーに面する窓	② 防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）、面格子その他の建具が設置されていることが望ましい。 ① バルコニー等に面する住居の窓のうち侵入が予想される階にあるものは、鍵付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講じたものとしている。 ② 防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）とすることが望ましい。	<input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 推奨	
4 バルコニー	ア 配置	③ 当該窓は、避難計画等に支障のない範囲において、窓ガラスの材質を破壊困難なものとするのが望ましい。	<input type="checkbox"/> 推奨	
	イ 手摺り等	① 住居のバルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置している。 ② やむを得ず縦樋又は階段の手摺り等がバルコニーに接近しやすい位置となる場合には、面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> 必須※ <input type="checkbox"/> 必須※	
	ウ 接地階のバルコニー	① 住居のバルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造のものとするのが望ましい。 ① 接地階の住居のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。 ② 専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣根は、侵入の防止に有効な構造とする。	<input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 必須	

§ 本チェック表の記入方法

- ・必須と推奨に分けられているが、基準に適合する全ての該当項目の□をチェックする。
- ・必須項目は、審査事項に該当しない項目を除き、全てを満たしていることが必要である。ただし、※印の必須項目は、①または②のいずれかが適合していれば、該当項目の基準を満たしているものとする。
- ・審査項目に該当しないチェック項目は——の2本線で消去する。